

高石市 子ども・子育て会議

第12回

令和6年11月12日



天女の住まう街
TAKAISHI CITY

第 1 2 回 高石市子ども・子育て会議次第

日 時 令和 6 年 1 1 月 1 2 日（火）

午前 9 時 3 0 分から

場 所 高石市役所本館 2 階 会議室 202

1. 開 会

2. 委員、事務局の紹介

3. 会長の挨拶

4. 案 件

- （１）第 3 期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- （２）ニーズ調査結果の概要について
- （３）高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について
- （４）その他（スケジュールなど）

【配布資料】

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 次第 |
| 資料 2 | 高石市子ども・子育て会議条例 |
| 資料 3 | 高石市子ども・子育て会議委員名簿 |
| 資料 4 | 高石市子ども・子育て会議傍聴要綱 |
| 資料 5 | 第 3 期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 資料 6 | ニーズ調査結果の概要について |
| 資料 7 | 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について |

資料別紙 高石市 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査結果報告書

○高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(令 5 条 3 ・ 一 改)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(令 5 条 3 ・ 一 改)

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (3) 公共的団体の関係者
- (4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(平27条28・一改)

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続き
その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にか
かわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月16日条例第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料 3

高石市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

所属・役職等	氏 名
学識経験者	畠 中 宗 一
学識経験者	中 西 利 恵
学識経験者	清 水 益 治
公立保育所所長	太 田 員 代
私立認定こども園理事長	土 師 一 仁
公立幼稚園園長	森 本 清 音
私立認定こども園園長	中 川 千 嘉 子
公立小学校校長	澤 理 佳
民生委員・児童委員協議会	中 谷 正 彦
社会福祉協議会	山 崎 雅 雄
事業者	隈 元 英 輔
保護者	西 村 朋 恵
保護者	村 井 香
保護者	村 上 幸
保護者	久 家 咲 希

高石市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）第8条の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議の議長（以下「議長」という。）が会議に諮り、公開しないと決定したときは、この限りではない。

- (1) 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）第7条及び第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は10名とする。

(傍聴の禁止)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (3) 傍聴席において録音、撮影等をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴者がこの要綱に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

高石市子ども・子育て会議における傍聴に関する運用基準

1. 会議の開催日程は、原則として開催日の1週間前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。
2. 傍聴者の受付は、会議開催10分前から開催時間までとし、傍聴希望者は、受付簿(別紙様式)に氏名、住所を記載する。
3. 傍聴希望者が10名を超えたときは、抽選により傍聴者を決定する。

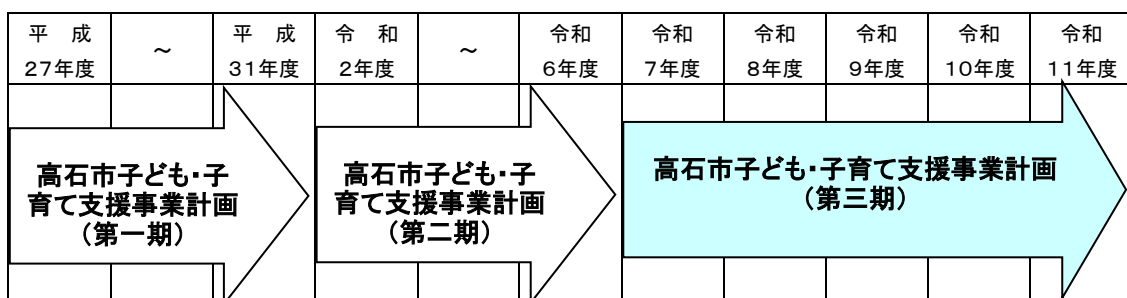


第3期高石市子ども・子育て支援事業計画 の策定について

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針に則して、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされています。

本市の子ども・子育て支援の総合的な計画として策定した「第 2 期高石市子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で終了することから、令和 7 年度から 5 ヶ年を計画期間とする次期計画の策定に着手します。



【参考：子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に則して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「高石市総合計画」の部門別個別計画として位置付けられるとともに、本市の関連する個別計画との整合・調和を図りながら策定するものです。

[計画の基本となる理念：子ども・子育て支援法第二条より]

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全てのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

3 主な業務のスケジュール

【令和5年度スケジュール】

(月)	令和5年度		
	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認			
調査票検討			
調査票配布・回収			
調査の集計・分析			
子ども・子育て会議	○		

【令和6年度スケジュール予定】

(月)	令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認												
需要量・目標量の推計・設定												
計画素案の検討・作成												
パブリックコメント												
計画書の作成・印刷												
子ども・子育て会議								○		○		

※上記のスケジュールは、現時点での予定であり、今後の進捗により変更となる場合があります。



ニーズ調査結果の概要について

調査の概要について

1 調査目的

本調査は、「第2期高石市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和7年3月末で終了することから、市内にお住まいの小学校入学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭、小学生のお子さんがおられるご家庭を対象に、市民のみなさまの子育てやサービスに関する状況や利用希望、ご意見等をうかがい、子育てのニーズを把握し、次期計画の作成に反映するとともに、今後の市の子育て支援施策の充実に活用することを目的として実施したものです。

2 実施要領

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
市内在住 小学校入学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭	2,136件 （すべての世帯）	811件	38.0%	令和6年 2月16日～ 2月29日	郵送配布・回収
市内在住 小学生のお子さんがおられるご家庭	1,226件 （無作為抽出）	973件	79.4%	令和6年 2月16日～ 2月29日	小学校を通して の配布・回収



高石市子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況等について

TAKAISHI CITY

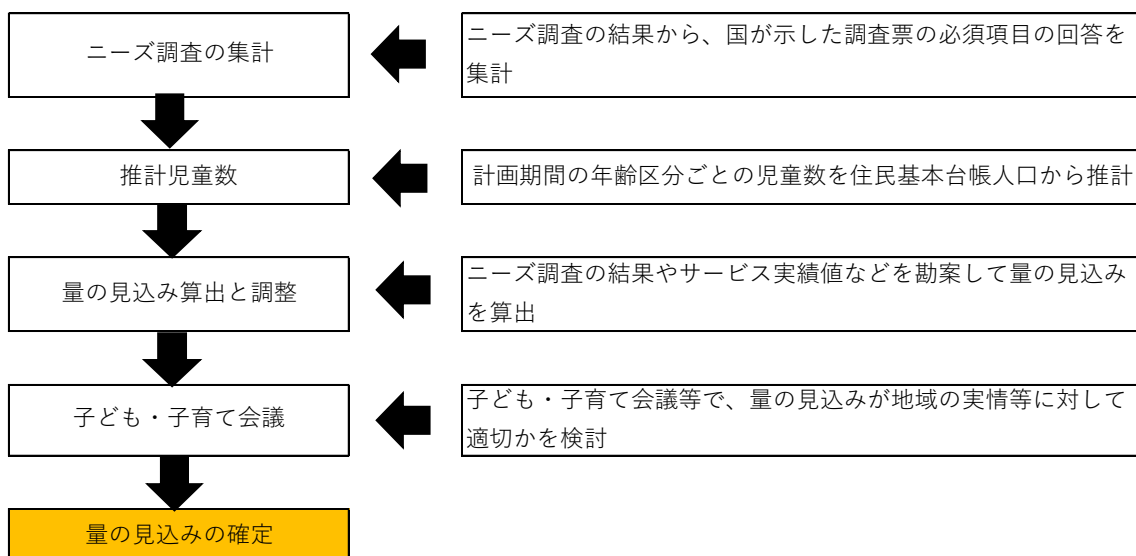
子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

「量の見込み」は地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、保護者に対して実施する利用希望把握調査やこれまでの支給認定の実績値の推移の傾向を勘案して算出することとされています。

(1) 算出する項目

区分	対象事業	
教育・保育	1号認定区分	幼稚園／認定こども園
	2号認定区分	保育所／認定こども園
	3号認定区分	保育所／認定こども園／地域型保育
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	
	②時間外（延長）保育事業	
	③放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）	
	④子育て短期支援事業	
	⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	
	⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
	⑦地域子育て支援拠点事業	
	⑧一時預かり事業	
	⑨病児・病後児保育事業	
	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	
	⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	

(2) 算出する手順



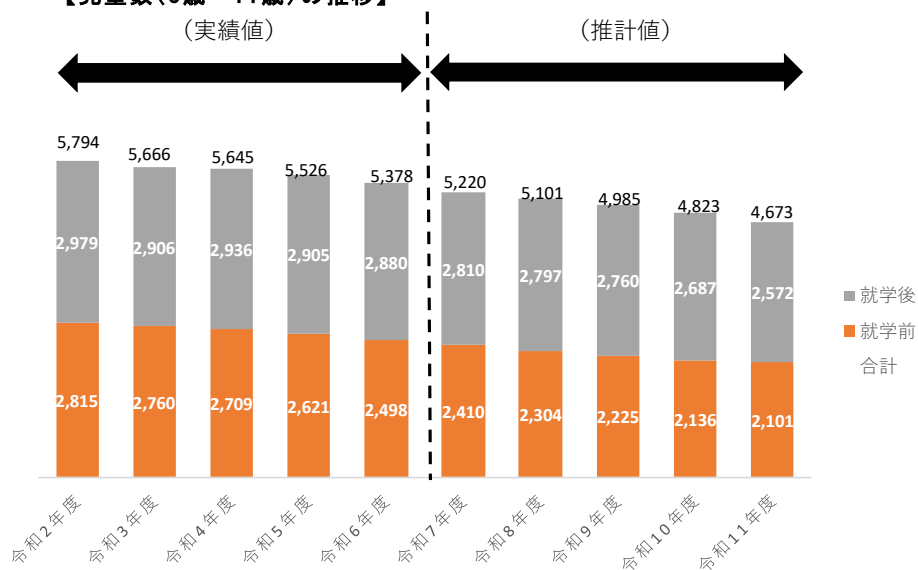
(3) 推計児童数

「各年度4月1日時点の住民基本台帳人口」をもとに、コーホート変化率法により第三期計画期間中の人口推計を行いました。

【児童数（0歳～11歳）の推移 全市】

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	365	359	353	349	345
1歳	362	366	360	354	350
2歳	377	357	361	355	349
3歳	428	371	351	355	350
4歳	422	429	371	351	355
5歳	456	422	429	372	352
6歳	443	456	421	428	371
7歳	442	442	455	420	427
8歳	487	445	445	458	423
9歳	504	489	446	446	459
10歳	461	504	489	446	446
11歳	473	461	504	489	446
合計	5,220	5,101	4,985	4,823	4,673
就学前	2,410	2,304	2,225	2,136	2,101
就学後	2,810	2,797	2,760	2,687	2,572

【児童数（0歳～11歳）の推移】



【コーホート変化率法とは？】

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

項目	教育の実施／幼稚園・認定こども園（幼稚園部）
事業内容	対象年齢：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳） 施設数：市内幼稚園1園（公立）・市内認定こども園9園（私立）・その他市外施設

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	862	862	862	862	862
②見込み	646	637	584	558	540
③実績人数	662	610	539	502	454

※令和6年度は10月1日時点

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	407	409	398	368	346

項目	保育の実施／保育所・認定こども園（保育所部）
事業内容	対象年齢：就学前児童（3号保育認定/0～2歳、2号保育認定/3～5歳） 施設数：保育所1園、認定こども園9か所（私立）

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	1,318	1,336	1,336	1,336	1,336
②見込み合計	1,308	1,323	1,295	1,280	1,276
3号認定（0歳）	123	123	121	121	121
3号認定（1・2歳）	432	430	440	431	423
2号認定（3～5歳）	753	770	734	728	732
③実績人数	1,328	1,370	1,445	1,445	1,440
3号認定（0歳）	93	99	113	118	109
3号認定（1・2歳）	460	474	503	494	492
2号認定（3～5歳）	775	797	829	833	839

※令和6年度は10月1日時点

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み合計（案）	1,408	1,301	1,276	1,189	1,139
3号認定（0歳）	83	79	78	77	76
3号認定（1・2歳）	491	434	432	407	399
2号認定（3～5歳）	834	788	766	705	664

項目	①利用者支援事業
事業内容	対象年齢：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者 内 容：公立保育所1か所、認定こども園1か所、羽衣駅再開発ビル（イコーネ羽衣）1か所、シルバー人材センター敷地内1か所と母子保健型の計5か所を開設しています。令和6年度より母子保健型はこども家庭センター型に移行し運営しています。子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

施設数（箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	4	4	4	5	5
②見込み	4	4	4	5	5
③実績	4	5	5	5	5

施設数（箇所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	5	5	5	5	5

項目	②時間外（延長）保育事業
事業内容	実施対象：2号認定（3歳～5歳）及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児 内 容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所・認定こども園等で保育を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	600	600	600	600	600
②見込み	562	561	545	533	525
③実績人数	538	527	572	552	600
④施設数	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(案)	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
施設数(案)	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所

項目	③放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）
事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 対 象：小学校1年生から小学6年生まで 内 容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。市内7小学校（19クラス）で実施。 利用時間：平日 放課後～午後6時、延長保育 午後6時～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後6時 夏休み等長期休業 午前8時～午後6時、延長保育 午後6時～午後7時

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	791	799	824	846	867
②見込み	791	799	824	846	867
1～3年生	608	619	636	656	671
4～6年生	183	180	188	190	196
③実績人数	826	783	825	911	990
1～3年生	639	595	639	704	745
4～6年生	187	188	186	207	245
④施設数	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	1070	1070	1070	1070	1070
1～3年生	800	800	800	800	800
4～6年生	270	270	270	270	270
施設数（案）	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所

項目	④子育て短期支援事業
事業内容	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護 内 容：ショートステイ事業・・・保護者の疾病疲労、その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、7日以内の短期間の養育を行う事業 実施施設：ショートステイ事業は、泉大津市・和泉市・岸和田市の児童養護施設、堺市・太子町の母子生活支援施設及び乳児院計9か所と契約して実施

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	150	150	150	150	150
②見込み	122	129	133	137	142
③実績人数	0	0	2	32	20
④施設数	7ヶ所	7ヶ所	8ヶ所	9ヶ所	9ヶ所

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(案)	56	56	56	56	56
施設数(案)	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所

項目	⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
事業内容	生後4か月までの乳児家庭の訪問 対象：生後4か月までの乳児家庭 内容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	435	426	416	410	403
②見込み	435	426	416	410	403
③実績人数	412	422	398	396	390

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	390	390	390	390	390

項目	⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
事業内容	対象：養育の支援が特に必要な家庭 内容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、当該家庭の適切な養育を支援します。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	62	68	72	76	80
②見込み	62	68	72	76	80
③実績人数	41	63	49	56	80

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(案)	115	115	115	115	115

項目	⑦地域子育て支援拠点事業
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等 対象年齢：就学前児童（0～5歳）及びその保護者 内 容：公立保育所1園、認定こども園1園、羽衣駅再開発ビル（イコネ羽衣） 1か所、シルバー人材センター敷地内1か所、アプラたかいし内のHUGOOD1か所を 開設しています。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相 談できる場を提供したり、情報提供したりする事業です。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策 施設数（ヶ所）	5	5	5	5	5
②見込み	27,137	27,088	26,281	25,710	25,346
③実績人数	26,479	29,020	32,653	27,840	27,200

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（案）	5	5	5	5	5
見込み（案）	21,996	22,512	21,804	21,180	20,820

項目	⑧一時預かり事業（在園児対象）
事業内容	幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施 対 象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	8,461	8,513	7,972	7,780	7,698
施設数（ヶ所）	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
②見込み合計	8,461	8,513	7,972	7,780	7,698
1号認定（人日）	862	867	812	793	784
2号認定（人日）	7,599	7,646	7,160	6,987	6,914
③実績人数	6,931	7,161	7,367	7,066	7,321

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（案）	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
見込み合計（案）	6,275	6,307	6,135	5,667	5,323
1号認定（人日）	640	643	625	578	543
2号認定（人日）	5,635	5,664	5,510	5,089	4,780

項目	⑧一時預かり事業（在園児対象以外）
事業内容	幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施 対象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児 内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	2,374	2,522	2,598	2,688	2,794
一時預かり	2,244	2,392	2,468	2,558	2,664
ファミサポ	100	100	100	100	100
トワイライトステイ	30	30	30	30	30
一時預かり施設数	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
トワイライト施設数	3	3	3	3	3
②見込み合計	2,340	2,488	2,561	2,649	2,754
一時預かり	2,244	2,392	2,468	2,558	2,664
ファミサポ	96	96	93	91	90
③実績人数	1,797	1,699	2,277	1,872	2,206
一時預かり	1,720	1,637	2,116	1,765	2,067
ファミサポ	77	62	161	107	139

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み合計（案）	1,427	1,453	1,409	1,368	1,343
一時預かり	1,334	1,366	1,322	1,285	1,263
ファミサポ	93	87	87	83	80

項目	⑨病児・病後児保育事業
事業内容	病児又は病後児について、保育所や病児保育室等で一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育する事業 対 象：【体調不良型】事業実施保育所、認定こども園に通園する子ども 【病児対応型】施設型：満1歳から小学3年生まで 訪問型：生後6か月から小学6年生まで 内 容：児童が病気の際に、就労している等で保護者の保育が困難な場合に、保育所・病児保育室において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
病児対応型	300	300	300	300	300
体調不良型	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
病児対応型事業者数	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
体調不良型事業者数	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
②見込み合計	3,308	3,374	3,343	3,338	3,358
③実績人数	1,417	2,024	2,418	2,923	3,225
病児対応型	18	52	61	128	150
体調不良型	1,399	1,972	2,357	2,795	3,075

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(案)	11	11	11	11	11
病児対応型事業者数	1	1	1	1	1
体調不良型事業者数	10	10	10	10	10

項目	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）就学児 ＊乳幼児については一時預かり事業を参照
事業内容	対象：依頼会員は、おおむね小学生6年生までの子どもを養育している保護者で、市内に在住又は在勤の人が対象 内容：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、育児について助け合う会員組織です。 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することとを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	300	300	300	300	300
②見込み	298	291	294	293	294
③実績人数	300	212	240	192	172

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	300	300	300	300	300

項目	①妊婦に対して健康診査を実施する事業
事業内容	妊婦が定期的に行う健診費用を助成 対象：妊娠届出者 内容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	5,452	5,339	5,213	5,138	5,050
②見込み	5,452	5,339	5,213	5,138	5,050
③実績人数	5,492	5,166	5,021	4,583	4,500

※令和6年度は見込み

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み（案）	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

項目	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
事業内容	対 象：市町村民税所得割額が一定以下の者等 内 容：保護者が園に支払うべき副食材料費の一部を補助します。

(月数×人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	－	－	－	－	－
②見込み	－	－	－	－	－
③延月数	321	149	173	203	189

※令和6年度は見込み

(月数×人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み(案)	190	183	178	164	155